

# ○匝瑳市ほか二町環境衛生組合公告式条例

昭和 44 年 3 月 24 日  
条例第 2 号

改正 昭和 47 年 10 月 4 日条例第 2 号 平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号  
平成 18 年 3 月 27 日条例第 2 号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、匝瑳市役所前掲示場、多古町役場前掲示場及び横芝光町役場前掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

**第3条** 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程等の公表)

**第4条** 規則を除くほか、管理者の定める規程等で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(施行期日)

**第5条** 条例、規則及び規程等は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年3月15日から適用する。

**附 則**(昭和47年10月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成18年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成18年3月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。